

事故や病気でクリニック経営ができなくなった時 経済基盤を確保するための保険です

※【実際にあった先生の事例を参考に、協同組合が補償プランを創りました。】

将来



自身の生き方、夢のため、家族のため
クリニックスタッフのため、患者様のためにぜひ検討して下さい。

協同組合オリジナルの補償プランです (55歳の先生の場合)

①復帰されるまで 月毎に補償額を **内払** できます

就労不能での補償をしっかり用意できていますか？

(内科医師の平均経費固定額 月額320万円 > 平均所得補償保険ご加入額?)

就労不能期間分を
お支払いいたします

スタッフ給与 / テナント賃料 / 医療器械リース料 / 広告費 / 家族の生活費

団体割引30%

実際の就労不能期間に対してのお支払い

東京海上日動社 上積みプラス団体所得補償保険 をご提案します

毎月補償額 **100万円** の場合

コース	補償期間	補償累計額	月保険料
A	6カ月	600万円	18,400円
B	12カ月	1,200万円	23,300円
C	24カ月	2,400万円	32,400円

働けない間も
こんなに
固定費が
発生するの...



②所定の事由に該当したら **一時金で保険金全額** をお支払します

お子様の学資資金、融資返済、閉院資金(スタッフ退職金、テナント復元資金) 等に充当可能な
SOMPOひまわり生命 ナインガード (無配当無解約返戻金型総合生活障害保障保険) をご提案します

【総合生活障害保険金のお支払事由】

七大疾病(がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患により所定の事由に該当したとき。)

就労不能(国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。引受保険会社所定の就労不能状態に該当したとき。)

要介護(公的介護保険制度により要介護3以上と認定されたとき。満65歳未満の被保険者について引受保険会社所定の要介護状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき。(注)引受保険会社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。)

高度障害(所定の高度障害状態に該当したとき。)

資金ニーズ 使用自由

一時金として 保険金
全額をお支払いします

【保険料例(令和8年1月現在)】

コース	保険金額	団体A扱・月払保険料(契約年齢55歳、 保険期間・保険料払込期間:70歳)	
		男性	女性
イ	1,000万円	28,290円	15,790円
ロ	3,000万円	84,870円	47,370円
ハ	5,000万円	141,450円	78,950円
ニ	1億円	282,900円	157,900円



- ・ナインガードのがん(悪性新生物)の保障の開始は、ご契約の責任開始日から起算して91日目となります。
- ・ナインガードには、死亡給付金はありません。
- ・ナインガードの総合生活障害保険金の複数のお支払事由に同時に該当した場合でも、総合生活障害保険金は重複してお受取りいただけません。
- ・ナインガードの総合生活障害保険金が支払われた場合には、この契約は消滅します。解約された場合、以後の保障はなくなります。

- ナインガードの契約者は法人および個人事業主に限ります。法人で加入をご検討される場合、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。
- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ナインガードのご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

このナインガードのご案内は、商品の概要を説明したものです。詳細につきましては「商品・パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ナインガード引受保険会社

〒100-8963 東京都千代田区霞が関3-7-3
損保ジャパン霞が関ビル

S O M P O ひまわり生命保険株式会社

Tel : 03-6742-3111 (代表)
〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

HL-P-B1-25-00889 (使用期限 : 2028.2.29)

お問合せ先:新東京フォレスト医師協同組合
〒143-0024 東京都大田区中央4-31-14
TEL: 03-3772-2156 FAX: 03-6429-8535